

ぎのわんのまちづくり

～普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画～

この全体計画は、「普天間飛行場返還後の跡地利用を円滑に進めるためには、関係地権者等（地権者、市民等）の合意形成が重要な要素となる」という基本的な考え方の基、情報提供や意向把握等の望ましいあり方を検討し、平成14年度以降、みなさんとともに考え行動していくための方向をとりまとめたものです。

宜野湾市

もくじ

1.はじめに

1

2.なぜ全体計画が必要なのか？

3

3.なぜ市民全体で考える必要があるのか？

7

4.この計画で目指すことは？

9

5.まず何を目標として進むのか？

19

6.目標に向かった具体的な方法は？

23

7.この計画を進めるにあたって

41

----- この本の内容に関するお問い合わせ先 -----

宜野湾市 基地政策部 基地渉外課

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

TEL : 098-893-4411 FAX : 098-892-7022

1.はじめに



私たち宜野湾市民は、21世紀の宜野湾市をどのようにつ
くっていったらよいでしょう。宜野湾市のまちづくりを考え
るとき、普天間飛行場の跡地利用は最も重要な課題である
といえます。

市の中心部に位置する普天間飛行場は、これまで地域の発
展や、交流、生活環境の整備拡充等を図る上で大きな障害と
なってきました。また、私たちは航空機騒音や航空機事故に
対する不安を常に抱きながら生活を送ってきました。普天間
飛行場の一日も早い返還は、私たち市民の長い間の願いでした。

こうした中、平成8年12月に普天間飛行場の全面返還が、移設条件付きながら日米間
で合意され、平成11年12月には、普天間飛行場の移設に関する政府方針が閣議決定さ
れました。その後、国や沖縄県、本市で構成する「跡地対策準備協議会」が発足し、計6
回にわたり様々な分野についての検討が進められ、国・県・市が連携した取り組み方針が
確認されました。

その中で「地権者等関係者の合意形成の遅れが跡地利用の遅延要因になっていることを
踏まえ、できるだけ早い段階から、地権者等関係者への情報の提供や土地利用に関する意
向把握の取り組みを進める必要がある」という方向性が示されています。

さらに平成13年度からは、普天間飛行場の跡地利用も含めた市全体の将来像を定め、
今後の都市計画の基本的な方針となる都市マスタープランの策定を進めることとなりま
した。

普天間飛行場跡地利用については、跡地対策準備協議会における協議の結果、3～4年
後を目途に、跡地利用基本計画の基礎となる「跡地利用の基本方針」を策定することにな
っています。意向把握や都市マスタープラン策定などは、跡地利用の基本方針の策定に關
連する取り組みとして実施されるものです。

市は、普天間飛行場跡地の開発を中心とした今後のまちづくりに関する取り組みを地権
者・市民・行政が一体となって考え、行動していく上での指針として「普天間飛行場関係
地権者等意向把握全体計画」を策定しました。この計画策定にあたっては、地権者や市民
の意見を聴取しましたが、必ずしもまだ十分とは言えません。今後、この全体計画に沿っ
て各年度の取り組みをしながら、実施結果を評価・検証し、今後の社会情勢の変化等を踏
まえた取り組みをしていきたいと考えています。

この計画をもとに、地権者・市民・行政が一体となったまちづくりへの取り組みを推進
していきたいと考えておりますので、地権者・市民の方々のより一層のご理解・ご協力を
お願い申し上げます。

最後にこの計画策定に当たって、御協力をいただいた関係各位に対し心より御礼申し上げ
ます。

平成14年3月

宜野湾市長
比嘉盛光

2.なぜ全体計画が必要なのか？

将来の宜野湾市のまちづくり、普天間飛行場の跡地利用をどのように考え、どのように進めていったらよいのでしょうか。地権者はもちろんのこと、市民と行政は何を目標として、これからのまちづくりに取り組んで行けばよいのでしょうか。

このようなことを考えながらこの全体計画を策定しました。将来の宜野湾市、普天間飛行場が移転した後の跡地利用をともに考え、地権者同士がともに議論し、また、地権者を含めた市民等がお互いに議論しながらより良いみんなのまちをつくりだしていくために。一緒に行動しながら将来の宜野湾を創造するために。

宜野湾市のまちづくりを考える上で、最も重要な位置を占める普天間飛行場の跡地利用に関しては、計画を立てる段階、実際に工事を行う段階、土地を使えるようになる段階等、今後長期間にわたってさまざまな場面が訪れることとなります。また、普天間飛行場の跡地利用は、地権者の方々にとって極めて切実な問題であると同時に、今後の宜野湾市や沖縄県の発展に向けて、大きな可能性を秘めているものでもあります。

将来の宜野湾市、普天間飛行場を考えながら、このような場面を一つずつ乗り越えていきたい。生き生きとした地域をつくりたい。子や孫の世代に自信をもって引き継ぎたい。そのためにはどうしたら良いのでしょうか。

解決しなくてはならない問題や、将来の地域のあり方を一番よく知っているのは、それらに関っている人々や、その地域に住む人々だと思います。

市では、宜野湾市や普天間飛行場跡地利用に関わる人々と行政との共同の行動を呼びかけようと思います。将来をつくるための共同の行動を積み重ねながら、地権者や市民等と行政の共通の目標を深め、高めていく。そのために実際にどのような取り組みを行っていけば良いかをとりまとめたものがこの全体計画です。

この計画は、これまでの宜野湾市のまちづくりの中で「地権者や市民の意向が反映されていない」、「十分に情報が行き届いていない」といった地権者・市民等の声や、他地域の事例などを踏まえて作成したものではありません。地権者・市民等と行政と一緒に考え、議論し、行動していくための望ましいあり方を常に考えていく必要がありますが、まずは実際に取り組みを始めてみるのが大切です。

この全体計画を今後の取り組みのよりどころとして、地権者・市民等と行政が協力しあって、一緒に魅力あふれる将来の宜野湾をつくっていきたいと考えています。

■全体計画策定のきっかけ

○今後のまちづくりをどのように進めていけばよいのだろうか。

○実際にどのような取り組みを行えばよいのだろうか。

■これまでの問題点等

○地権者や市民の意向がまちづくりに反映されていないのではないか

○地権者や市民に十分な情報が行き届いていないのではないか

○他地区でも、地権者や市民等の合意形成の遅れが、まちづくり実現の遅れに大きく影響しているのではないか

○まちづくりの実現に向けては、さまざまな場面、段階を踏むこととなる

○普天間飛行場の跡地利用は、今後の宜野湾市、沖縄県の発展に向けて、大きな可能性を秘めている

○どのような目標をもって、どのような取り組みを行っていけばよいかを示した全体計画の策定

○実際に取り組みを開始し、魅力あふれるまちづくりの実現へ！！

実際に、地権者や市民等の意向や他地区の事例からは、まちづくりに向けた取り組みを行っていく上での問題点として、以下のような内容があげられています。

地権者や市民等の意向からみた問題点

- 地権者や市民が情報を入手できる場や機会、体制が十分に整備されているとはいえないのではないか。
- 若い世代を中心として、普天間飛行場の状況や歴史的背景等を知らない人が多いのではないか。
- これまでの計画策定等の際に、地元の意向が十分組み入れられているとはいえないのではないか。
- 地権者（意向把握を行う対象者）の高齢化が進んでいる。次の世代の人たちの意見も取り入れるべきではないか。
- 地権者を支援する体制が整っていないのではないか。
- 自治会加入率が低く、広報すら行き届かない世帯も多いのではないか。それらの市民に広く情報を伝え、広く意見を聞く必要があるのではないか。

他地区の事例からみた問題点

- 各段階における合意形成の長期化が事業化を遅らせる要因となる。
- 土地や建物の活用段階になっても地権者の意向がまとまらない。
- 事業の仕組み等に対する関係者の理解が不足している。
- 良好なまちづくりに際しては、地権者のみならず一般市民等の理解・協力そして支援が不可欠である。
- 膨大な数の地権者に対して、それぞれの土地利用やまちづくりに対する意向・意見を出していただく必要がある。
- 説明会の開催等の際し、主催者が不明確であり、どこが窓口なのかを明らかにする必要がある。

*これらの問題点を踏まえた全体計画の作成が必要となります。

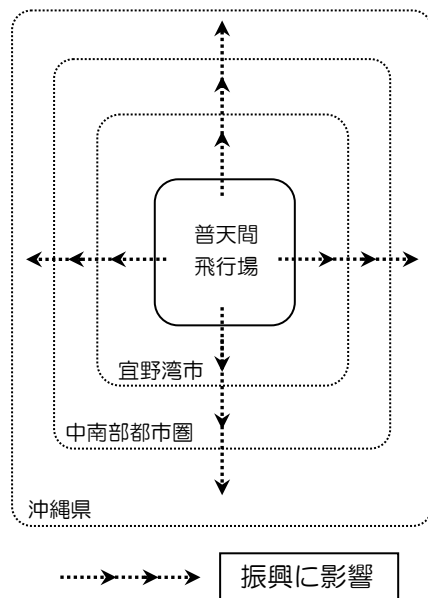
3.なぜ市民全体で考える必要があるのか？

前にも述べた通り、普天間飛行場の跡地利用は、その規模や位置などから中南部都市圏にとどまらず、沖縄県全体の振興に極めて大きな影響を及ぼすものとなります。そのため、以下に示す視点から、地権者はもとより、市民をはじめとする多数の方々の理解や支援が必要となります。

普天間飛行場の跡地利用は、宜野湾市及び中南部都市圏、さらには沖縄県全体の振興に影響を及ぼすものとなる。

普天間飛行場の跡地利用は、480ha といった広大な規模や、宜野湾市さらには中南部都市圏の中心的位置にあるといったことから、今後の振興に大きな影響を及ぼすものとなります。

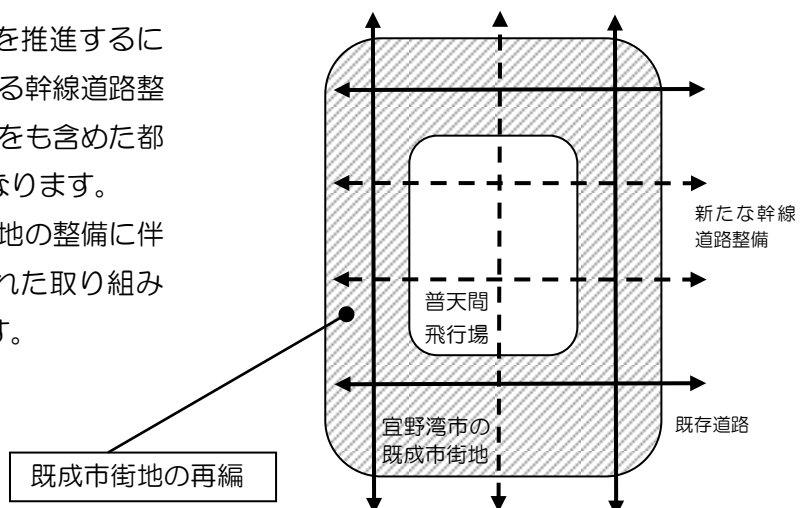
そのため、跡地利用の実現に向けては地権者はもとより、市民さらには県民をも含めて、関係者が一体となった取り組み、計画策定が大切であるといえます。



普天間飛行場の跡地開発を行うには、必然的に周辺市街地を含めた都市構造全体の再編が必要となる。

普天間飛行場の跡地利用を推進するにあたっては、跡地利用を支える幹線道路整備等、周辺の既成市街地整備をも含めた都市構造全体の再編が必要となります。

そのため、周辺の既成市街地の整備に伴う関係地権者をも視野に入れた取り組みを行っていく必要があります。



跡地利用の実現に向けては、地権者のみでなく、市民等のバックアップが確実に必要となる。

跡地利用の実現に向けては、地権者自らが考え、納得してまちづくりを進めるのはもちろんのこと、これだけ規模が大きく公共性の高いまちづくりを成功させるためには、多岐にわたる支援者が必要となり、市民、行政等のバックアップが不可欠であるといえます。

そのため、地権者はもとより広く市民等をも含めて、まちづくりに向けた取り組みの望ましいあり方を検討し、関係者がお互いを理解しつつ、一体となってまちづくりを進めていく必要があります。

4.この計画で目指すことは？

1. 合意形成に向けた取り組みを行う上での4つの理念

普天間飛行場跡地利用を骨格とした今後の宜野湾市のまちづくりについては、将来像の設定、都市計画決定*1、事業着手等、その各段階において様々な合意形成や意思決定の場面に遭遇することとなります。

特に、今後の取り組みに向けた基礎づくりともいえるまちづくりの初期段階においては、どのように地権者や市民等の合意形成や意思決定を図っていくかといった方法論も確立されていない状況にあります。地権者・市民等の合意形成なくして、この大プロジェクトは進展しないものでもあります。

そこで、合意形成や意思決定に向けた取り組みを円滑かつ実のあるものとして継続的に実行していくため、関係地権者等全体での共通した理念として、以下の4つを掲げます。

■地権者・市民等への情報公開

■まちづくりへの全員参画

■次世代も参加しやすい環境づくり

■地権者・市民主体で計画し、決定する、納得によるまちづくりの推進

*1 都市計画決定：道路、公園、下水道などの都市施設や土地区画整理事業等の市街地開発事業などを都市計画法の手続きによって決定することを都市計画決定といいます。都市計画が決定されると、当該都市計画が定められた土地の区域に関する権利者等の権利に一定の制限が加えられます。

■地権者・市民等への情報公開

地権者や市民等が必要な情報を知ることが合意形成の第一歩となります。

また、普天間飛行場跡地利用を中心とした今後のまちづくりにおいては、地権者を中心として、広く市民や県民等が責任を持って考え、判断し、納得するといった、主体的なまちづくりが重要となります。そのためにも、地権者・市民等が的確に判断できる材料として、普天間飛行場の跡地や宜野湾市のまちづくりに関する内容、状況等の正確な情報を提供する必要があります。

このことから、普天間飛行場跡地利用及び宜野湾市全体のまちづくりに関する資料や情報等の積極的な公開を図り、行政との信頼関係づくりと、地権者・市民等が主体となったまちづくりを実践する上での環境整備を行います。

■まちづくりへの全員参画

普天間飛行場の跡地利用の規模、周辺市街地も含めた都市構造の再編等、大掛かりなまちづくりを早期かつ円滑に実行するには、地権者・市民・行政等が相互理解を図りつつ、関係者全員が一体となって将来像の実現に向けた各種取り組みを推進していく必要があります。また、他分野からの意見聴取を行うなど、幅広くアイデアを募る広角的かつ多角的な検討が必要となります。

このことから、地権者・市民・行政等、全ての参画によるまちづくりを推進するとともに、全ての人の普天間飛行場に対する想いを受け入れられるような体制づくりを行います。

■次世代も参加しやすい環境づくり

普天間飛行場跡地利用を含む宜野湾市のまちづくりは、規模、内容からも長期にわたることが想定されます。まちづくりの実施段階においては世代交代が進み、まちづくり活動の中心も次の世代に移行していくものと考えられます。

このことから、今後のまちづくりを進めるにあたっては、宜野湾市の次世代を担う若い世代も参加できる環境づくりに取り組むものとし、その参加の場づくり、活動の仕組みづくり等を確立した上で、各種活動を展開します。また、教育の場等を通じたまちづくりについての学習を行い、若い世代の意識啓発と人材の育成を進めます。

■地権者・市民主体で計画し、決定する、納得によるまちづくりの推進

まちづくりに対する合意形成には、地権者・市民が主体的につくり・判断する仕組みづくりが必要となります。一方で、現在策定が進められようとしている都市計画マスタープランの将来ビジョンを踏まえた広域性の確保の視点や、財源確保等の側面からは行政の役割が重要となります。

このことから、行政サイドにおいては、公共性という観点からまちづくりの枠組みを示すとともに、最終的な各地区毎のまちづくりについては、地権者・市民が主体となって考え、計画をつくり、決定にまで至るようなシステムを確立し、行政主導による説得型のまちづくりではなく、地権者・市民の納得により進められるまちづくり活動を進めます。

2. 合意形成に向けた取り組みを行う上での課題とその対応方針

ここでは、関係地権者等の意向や他地区の事例からの問題点を踏まえた合意形成上の課題を整理するとともに、その課題に対する対応方針を示します。

まず、関係地権者等の意向や他地区事例からの問題点等をみると、大きく以下の4つの項目についての必要性が高いと考えられます。

- 地権者や市民が情報を入手できる場や機会、体制が未整備
- 自治会加入率が低く、広報すら行き届かない市民が多くいる 等

⇒場づくりの必要性

- 若い世代を中心として、普天間飛行場に関する状況や歴史的背景等を知らない人が多い
- 地権者の高齢化が進んでいる 等

⇒人づくりの必要性

- 膨大な数の地権者対応を行う必要がある 等

⇒組織づくりの必要性

- 良好なまちづくりに際しては、地権者のみならず一般市民等の理解・協力・支援が不可欠である 等

⇒環境・雰囲気づくりの必要性

以下では、この4つの項目ごとに課題を整理し、その課題に対応した取り組み方針を示します。

(1) 場づくりに関する課題とその対応方針

課 題	対 応 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○全ての地権者・市民等が円滑かつ公平に情報を得られるような手法の検討 ○説明会や懇談会等をきめ細かく行うための、効果的かつ合理的なあり方の検討 ○地権者を支援する場や仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページの活用や広報、情報誌等の定期的かつ継続的な発行により、全ての地権者・市民等に対する情報提供を行います。 ○調査・計画・事業の進捗状況や段階に応じて、きめ細かい情報伝達・意向把握が行えるような方策を検討します。 ○地権者に対する相談窓口等を設置するとともに、地権者支援カリキュラムづくりを行うなど、地権者を支援する仕組みを検討します。

(2) 人づくりに関する課題とその対応方針

課 題	対 応 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○リーダーシップと知識を持った地権者・役員等の育成 ○20代～40代等、今後を担う若い世代の育成 ○個々の地権者・市民に対する意識啓発や関心度の向上 ○人材育成等を行う上での資金の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○市及び地主会が中心となって、早い段階から継続的な勉強会等を開催するとともに、地権者代表等に対して自らの意識・知識向上を促すことにより、人材の育成を行います。 ○若い世代（地権者の家族等）を含めた懇談会の実施や総合学習の活用等、将来を引き継ぐ若い世代の育成と参画の場づくりを行います。また、次世代育成を図る上での前段として、普天間飛行場に関する歴史的背景等を周知し、当飛行場に対する理解、認識を深めるための活動を展開します。 ○個々の地権者・市民に対しては、情報誌、広報の発行や協議会、懇談会の開催等、情報提供や意向把握を継続的に実施することにより、まちづくりに対する意識の啓発と知識の向上を図ります。 ○地権者や市が中心となった（仮）人材育成基金の創設等、さまざまな視点から資金確保策等について検討します。

(3) 組織づくりに関する課題とその対応方針

課 題	対 応 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○膨大な数の地権者への対応として、情報伝達や意向把握を円滑に行える組織・体制の確立 ○行政（市）担当部門の体制強化 ○組織化に向けた地権者状況の把握 ○一般市民等も交えた一体的な合意形成活動を行うための組織・体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○評議員、検討会委員、各地権者等の連携の強化や、情報伝達体制の明確化等により、地主会の体制強化を図ります。 ○また、市等の行政とこれら地権者組織の連携強化を図ります。 ○さらに、行政、地権者等の将来的な窓口組織の一本化に向けた準備を進めます。 ○今後の跡地利用関連計画や地権者対応を円滑に行えるような組織体制等について検討します。 ○関係機関との連携や地権者からの情報の整理等により、早期に正確な地主数等の実態や意向の把握を行います。 ○まちづくりの実現に向けて、一般市民側の視点からみた専門的な検討組織の立ち上げ等、関係地権者とともまちづくりを考え、推進する体制をつくります。

(4) 環境・雰囲気づくりに関する課題とその対応方針

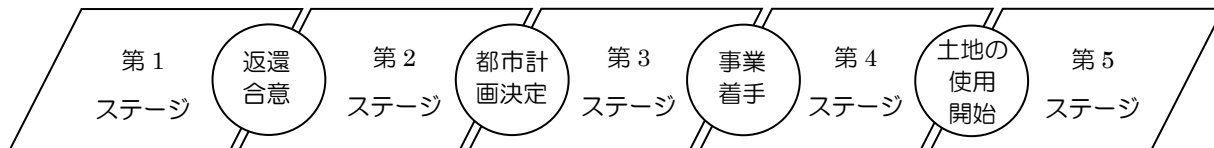
課 題	対 応 方 針
<ul style="list-style-type: none"> ○一般市民等も含めた跡地利用関係者全体でのまちづくり気運の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ○跡地利用に関連する全ての人々が一同に集まれる場の設定や機会の創出を検討し、まちづくり気運の醸成に努めます。 ○また、地権者、市民双方の理解・協力により円滑な合意形成が図られるような体制を構築します。

3. 段階ごとの合意形成や取り組みの目標

これまでも述べた通り、普天間飛行場の跡地利用実現に向けては、関係地権者等の跡地利用に対する意向把握等、長期にわたる継続した取り組みを行っていくことが必要となります。また、その実現までには「返還合意」、「都市計画決定」、「事業着手」、「土地の使用開始」といった大きな節目が訪れることとなります。

現在はまだ返還合意前の段階ですが、返還合意がなされた後には一刻も早い跡地利用の実現に向けて、都市計画決定・事業着手等へと迅速に進んでいくことが必要であり、そのためには各段階における合意形成の短期化が不可欠となるため、各段階ごとの合意形成目標の明確化と、目標に向けた取り組みの適正な実施を推進することが重要となります。

そこで、返還合意までを第1ステージ、返還合意から都市計画決定までを第2ステージ、都市計画決定から事業着手までを第3ステージ、事業着手から土地の使用開始までを第4ステージ、土地の使用開始以降を第5ステージとして設定し、各ステージにおいて図るべき合意形成目標を以下の通り整理します。



(1) 第1ステージ(～返還合意)における合意形成や取り組みの目標

第1ステージは、今後の長期にわたるまちづくりの基礎となるステージであるとともに、返還合意後、都市計画決定や事業着手への移行をスムーズに行っていく上で、非常に重要な時期であるといえます。

国・県・市において、「3～4年後を目途に跡地利用の基本的な方針を定める」といった共通認識が跡地対策準備協議会において示された中で、当面の動きとしては、都市計画マスタープランとそれに基づく跡地利用基本方針、計画を策定することとなり、普天間飛行場跡地利用を含めた宜野湾市全体のまちづくりの方向性をつくりあげていくことが本ステージにおける中心的な内容となります。

さらに、長期にわたるまちづくりの第1段階として、地権者はもとより、市民、行政等の関係者が一体となってまちづくりを進める必要性についての周知、認識とまちづくり気運の醸成を図っていくことも本ステージにおける重要な要素となります。

これらを踏まえた上で、本ステージにおいて到達すべき合意形成の内容や、取り組みの目標を以下の通り設定します。

- 宜野湾市全体の将来像(市全体の土地利用、道路網や跡地利用方針等)に関する合意
- 地権者・市民等の相互理解とまちづくりに対する気運の醸成
- 地権者等の跡地利用に対する意向把握
- 人づくり、組織づくりを図る上での基礎的環境づくり

(2) 第2ステージ(返還合意～都市計画決定)における合意形成や取り組みの目標

第2ステージは、第1ステージで検討が進められたまちづくり方針に基づき、跡地利用計画や、事業実施に向けての基礎となる条件を定める段階となります。

ここでは、骨格となる土地利用の配置や幹線レベルの道路、主要公園等の都市施設の配置、整備方針について定め、それらを踏まえた上での面的整備区域、整備手法等、事業概要について検討し、都市計画決定を目指すことが中心的な内容となります。

そこで、本ステージにおいて到達すべき合意形成の内容や、取り組みの目標を以下の通り設定します。

- 骨格となる土地利用、都市施設等の方針や事業手法、事業主体、事業区域等、事業の概要に関する合意
- リーダー、人材育成と市民、地権者によるまちづくり組織の組織化

(3) 第3ステージ(都市計画決定～事業着手)における合意形成等の目標

第3ステージは、事業着手に向けて、事業の内容に関する詳細事項を定める段階となります。

ここでは、個々の土地活用等を念頭に置いた上で、具体的な導入機能や事業内容(事業計画、個々の土地の返還方針等)等を検討し、返還の時期に合わせた円滑な事業着手を目指すことが中心的な内容となります。

そこで、本ステージにおいて到達すべき合意形成の内容や、取り組みの目標を以下の通り設定します。

- 事業内容(事業計画、個々の土地の返還方針等)や土地活用の方針等に関する合意
- 市民・地権者組織、行政、事業者等の連携とネットワーク化

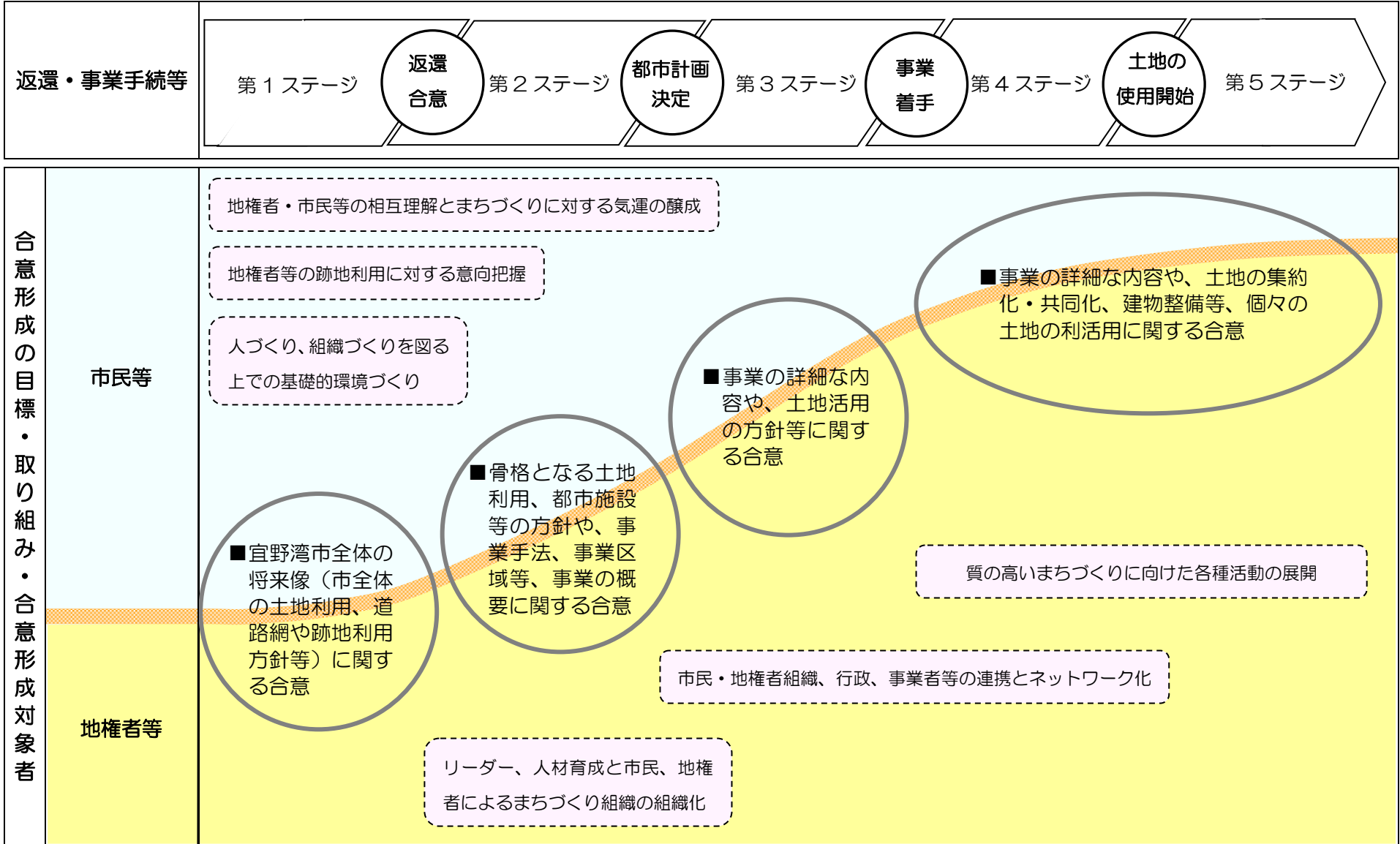
(4) 第4ステージ、第5ステージ(事業着手～土地の使用開始～)における合意形成等の目標

第4ステージは、原状回復と合わせて、個々の土地の使用開始に向けた円滑な事業展開を図る段階となります。また、第5ステージについては、円滑な事業運営とともに、個々の土地活用、さらにはそれらと合わせた良好な街並み形成等を目指すこととなります。

そこで、本ステージにおいて到達すべき合意形成の内容や、取り組みの目標を以下の通り設定します。

- 事業内容(個々の土地の返還方針等)に関する合意
- 土地の集約化・共同化、建物整備等、個別の土地の利活用に関する合意
- 質の高いまちづくりに向けた各種活動の展開

■合意形成目標等の全体イメージ



○ 目標とする合意形成の内容 人づくりや組織づくり、まちづくり気運の醸成等に向けた取り組み

5.まず何を目標として進むのか？

ここでは、第1ステージ（5カ年程度）を見据えた合意形成活動としての取り組みを整理します。（*第1ステージは返還合意までの期間であり、ここでは仮に5カ年程度を目標とします）

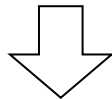
前にも示した通り、第1ステージにおける合意形成の目標としては、「市全体の将来像（市全体の土地利用、道路網や跡地利用方針等）」が主な内容となります。

これらに向けて各種検討や取り組みを行っていくこととなりますが、本ステージはまちづくりの初期の段階であるため、その実現に向けては、「まちづくりに対する気運の醸成」、「地権者・市民等の相互理解の構築」、「地権者・市民等に対する十分な情報提供、意向把握」等からスタートし、その上で「長期的視点からみた人づくり」、「まちづくり活動の母体となる検討組織づくり」等といった観点を常に念頭に置くとともに、13頁、14頁に示す対応方針を踏まえた取り組みを行っていくことが重要となります。

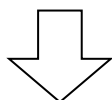
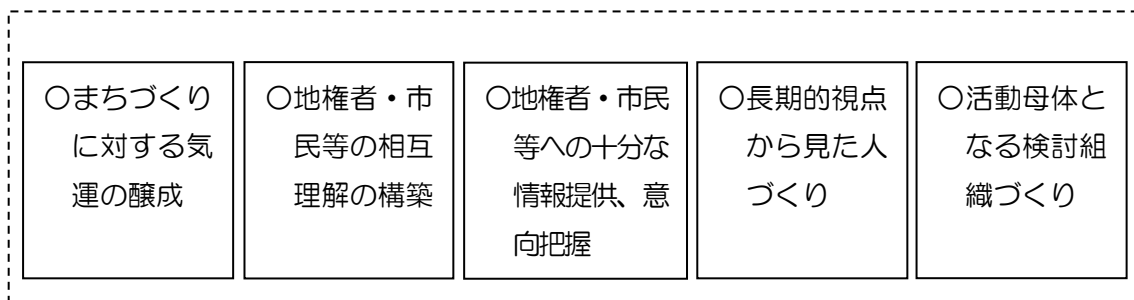
これらを踏まえた上で、合意形成に向けた取り組みとして、第1ステージにおいて実行すべき内容としては、主に以下のものが考えられます。

【第1ステージの合意形成目標】

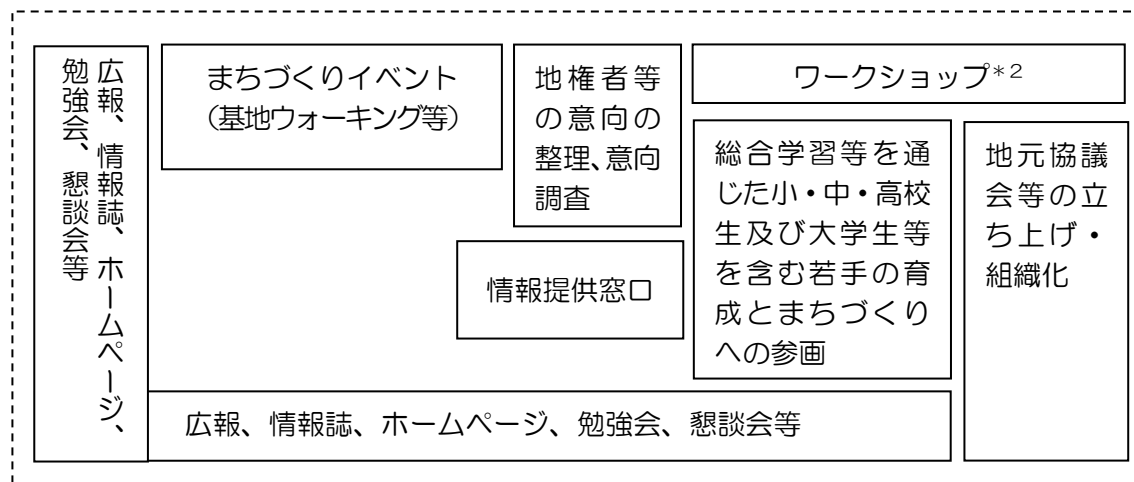
■市全体の将来像（市全体の土地利用、道路網や跡地利用方針等）



【目標に向けた取り組みを行っていく上で必要なこと】



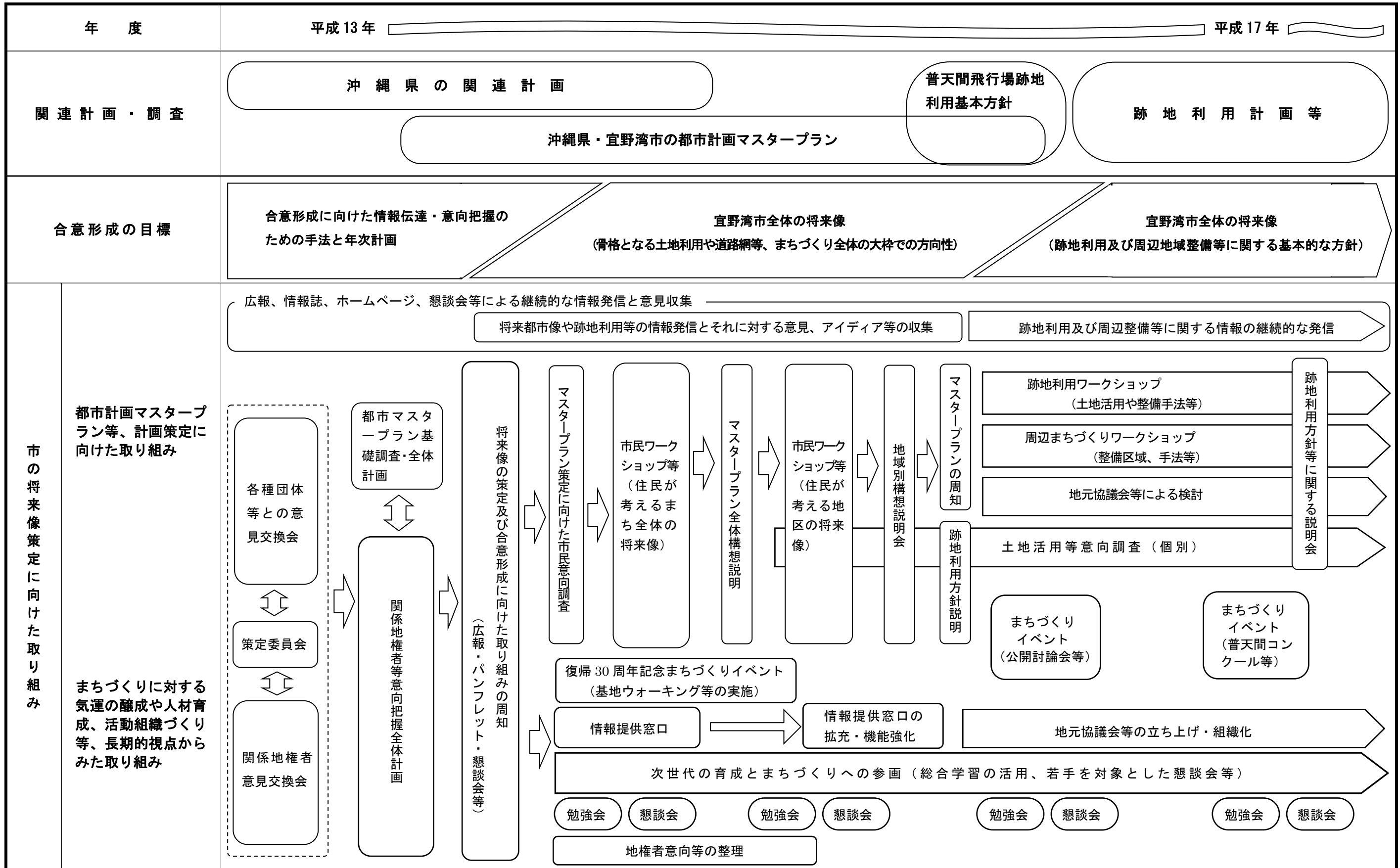
【第1ステージにおける取り組み内容】



これらの取り組みをどのような流れで行っていくかという基本的な考え方を示したものが、次頁に示す「第1ステージ取り組みイメージ」となります。

*2 ワークショップ：ある一定のテーマのもと、地権者の方々や市民の皆さんが自ら手を動かし、意見を出し合い、合意できる内容を導き出すといった、参加者が主体的に活動を行うような協議形式をワークショップといいます。この手法は、各地での様々な検討の場で活用されています。

■第1ステージ取り組みイメージ

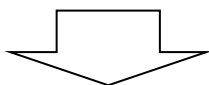
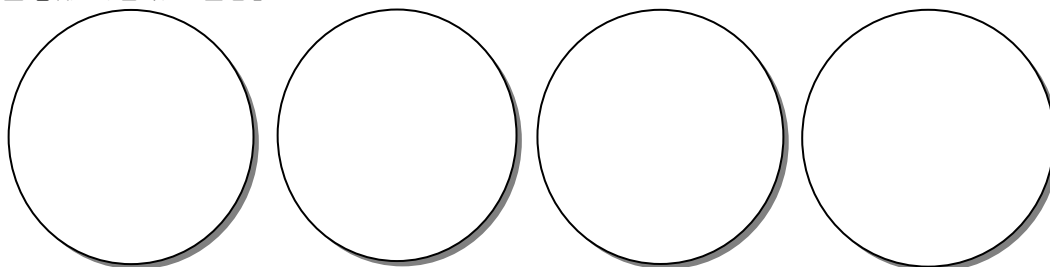


6. 目標に向かっての具体的な方法は？

合意形成に向けた取り組みを実際に行っていくためには、第1ステージ取り組みイメージ等を基に、次頁以降に示すさまざまな取り組みメニューを効果的に実施していく必要があります。

各種メニューの内容については、これまでに検討を進めてきた合意形成活動の理念や取り組み方針に基づき、「場づくり」、「人づくり」、「組織づくり」、「環境・雰囲気づくり」の項目ごとに整理します。

【合意形成活動の理念】



I 場づくり

- 広範囲にわたる情報提供・公開の場をつくる
- 地権者・市民等の意向を把握する場をつくる
- 全員参画の場をつくる
- 個別・小単位での対応を可能とする場をつくる
- 活動の拠点となる場をつくる

II 人づくり

- 学校教育の場を活用して、次世代を担う若者を育成する
- リーダーシップをとれる人材を育成する
- 誰もが学習できるような体制を整える

III 組織づくり

- 中核となる活動団体を組織化する
- 検討課題別の各種まちづくり活動へ展開する

IV 環境・雰囲気づくり

- イベントを通じたまちづくりPRを行う
- 普天間飛行場を知る場をつくる

I 場づくりとしての取り組みメニュー

目的その1) 広範囲にわたる情報提供・公開の場をつくる

- 広報、情報誌の定期的発行
- 各段階でのパンフレットの配布
- ホームページでの情報提供
- メディア（新聞、テレビ等）による情報発信
- 普天間掲示板（情報モニター）の設置
- 情報提供窓口の開設

○広報、情報誌の定期的発行

【取り組み概要等】 広報や情報誌を定期的に発行することにより、市民（自治会加入者）及び地権者（地主会加入者）に対し、タイムリーな情報を広く伝えることが可能となる。

【対象等の範囲】 ・自治会や地主会に加入している全ての市民・地権者

【主な実施主体】 ・市担当各課 ・市基地関連課

- 【留意点等】
- ・継続的かつ定期的な発行が重要
 - ・自治会未加入者等、広報等が行き届かない人々に対する対応
 - ・新聞への折り込み等による十分な内容の提供
 - ・読んだかどうかの確認がとれない



ふるさと1号



ふるさと2号

○各段階でのパンフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 【取り組み概要等】 都市計画マスタープランや跡地利用計画の策定時等、各種計画が策定される段階等において、その内容を幅広く周知する。
- 【対象等の範囲】 ・全地権者（市外居住地権者除く） ・全市民
- 【主な実施主体】 市担当各課
- 【留意点等】 ・自治会未加入者等、パンフレットや情報が行き届かない人々に対する対応

○ホームページでの情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 【取り組み概要等】 地権者・市民のみならず、県民等をも含めた幅広い情報提供と意見収集が可能となる。また、昼間働いている人々等にとっても手軽に情報が得られ、意見を述べる機会が創出される。
- 【対象等の範囲】 インターネット加入者全員
- 【主な実施主体】 市担当各課
- 【留意点等】 ・提供する情報のこまめな更新が必要
・遠隔地居住者でも関心のある人は情報を把握できる



ホームページイメージ

○メディア（新聞、テレビ等）による情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 【取り組み概要等】 普天間飛行場に関わる動向等の進展やまちづくりの大きな方向性等が示された段階で、広くメディアを通じた情報発信を行う。
- 【対象等の範囲】 地権者・市民等
- 【主な実施主体】 ー
- 【留意点等】 ー

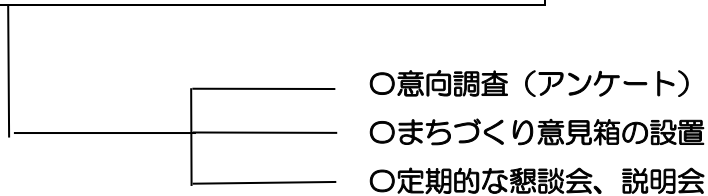
○普天間掲示板（情報モニター）の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 【取り組み概要等】 まちづくりに関する情報の掲示板や情報モニター等をまちづくりイベント等と合わせて設置する。
- 【対象等の範囲】 市民等
- 【主な実施主体】 市基地関連課
- 【留意点等】 多くの人が集まるような場の選定

○情報提供窓口の開設

- 【取り組み概要等】 日常的な情報提供、公開の場として、また行政と地権者・市民等との意見交換の場として、地権者・市民等を対象とした情報提供窓口を開設する。
- 【対象等の範囲】 地権者・市民等
- 【主な実施主体】 市基地関連課
- 【留意点等】 普天間に関する歴史資料、国や県の動向等に関する資料等、可能な限り多くの情報の収集・整理が必要

目的その2)地権者・市民等の意向を把握する場をつくる



○意向調査（アンケート）

- 【取り組み概要等】 都市計画マスタープランや跡地利用計画等のまちづくり計画策定にあたり、全体での定量的な傾向の把握や、方向性を確認すべき場面等において効果的である。また、出向かなくても自宅での記入が可能であるため、参加しやすい。
- 【対象等の範囲】 地権者・市民
- 【主な実施主体】 市担当各課
- 【留意点等】 意向を述べられない人への対応（サンプリング調査の場合）

○まちづくり意見箱の設置

- 【取り組み概要等】 役所、公民館、大規模商店等、各所にまちづくり意見箱を設置することにより、意見を言いたい人が気軽に意見を述べられる機会が創出される。
- 【対象等の範囲】 市民
- 【主な実施主体】 市担当各課
- 【留意点等】
 - ・日常的に多くの人を訪れるような場の選定
 - ・設置期間

Ⅱ 人づくりとしての取り組みメニュー

目的その1) 学校教育の場を活用して次世代を担う若者を育成する

○小中学生、高校生、大学生等のまちづくり学習

○小中学生、高校生、大学生等のまちづくり学習 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【取り組み概要等】 総合学習の時間を活用した普天間飛行場に関するまちづくり学習や、大学生の研究テーマへの提案等、次世代を担う若者が計画に参加できるような場づくりについて検討する。

【対象等の範囲】 児童、生徒、学生全般

【主な実施主体】 ・教育委員会 ・各学校 ・市担当各課

【留意点等】 ・活動テーマの明確化
・教師や教育委員会との調整



まちづくり学習イメージ

目的その2) リーダーシップをとれる人材を育成する

○ワークショップ等の検討の場を生かした人材の発掘・育成
○勉強会・研究会の継続的实施

○ワークショップ等の検討の場を生かした人材の発掘・育成 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【取り組み概要等】 ワークショップ等を通じてまちづくり意識の高揚を図るとともに、合わせて各種まちづくりの検討過程においてリーダーとなりうる人材の発掘や育成を行う。

【対象等の範囲】 地権者・市民

【主な実施主体】 ・市担当各課 ・地主会 等

【留意点等】 -

○普天間まちづくりコンクールの開催

【取り組み概要等】 まちづくりに対する一体的気運の高揚を図るため、子供たちが描いた絵の発表や、普天間飛行場に関する写真コンクール、専門家や各種検討組織等によるまちづくり企画コンペなど、普天間飛行場に関するまちづくりコンクールを祭事等と合わせて開催する。

【対象等の範囲】 地権者・市民等

【主な実施主体】 ・市担当各課 ・地主会 等

【留意点等】 祭事や計画づくりの節目等における開催

目的その2) 普天間飛行場を知る場をつくる

○普天間フェスティバル

○普天間基地ウォーキング

○普天間フェスティバル

【取り組み概要等】 基地公開の働きかけとして、普天間基地内におけるフェスティバル等の開催を要望し、様々な人々が交流できる機会の創出を目指す。

【対象等の範囲】 地権者・市民

【主な実施主体】 ・市基地関連課 ・地主会 等

【留意点等】 米軍との調整や入念な企画・準備

○普天間基地ウォーキング

【取り組み概要等】 地権者・市民等が普天間基地内をじかに見て、雰囲気を感じとるための取組みとして、基地内の文化財等を見ながら基地内を散策する、普天間基地ウォーキングの実施について関係機関に対し要望する。

【対象等の範囲】 地権者・市民

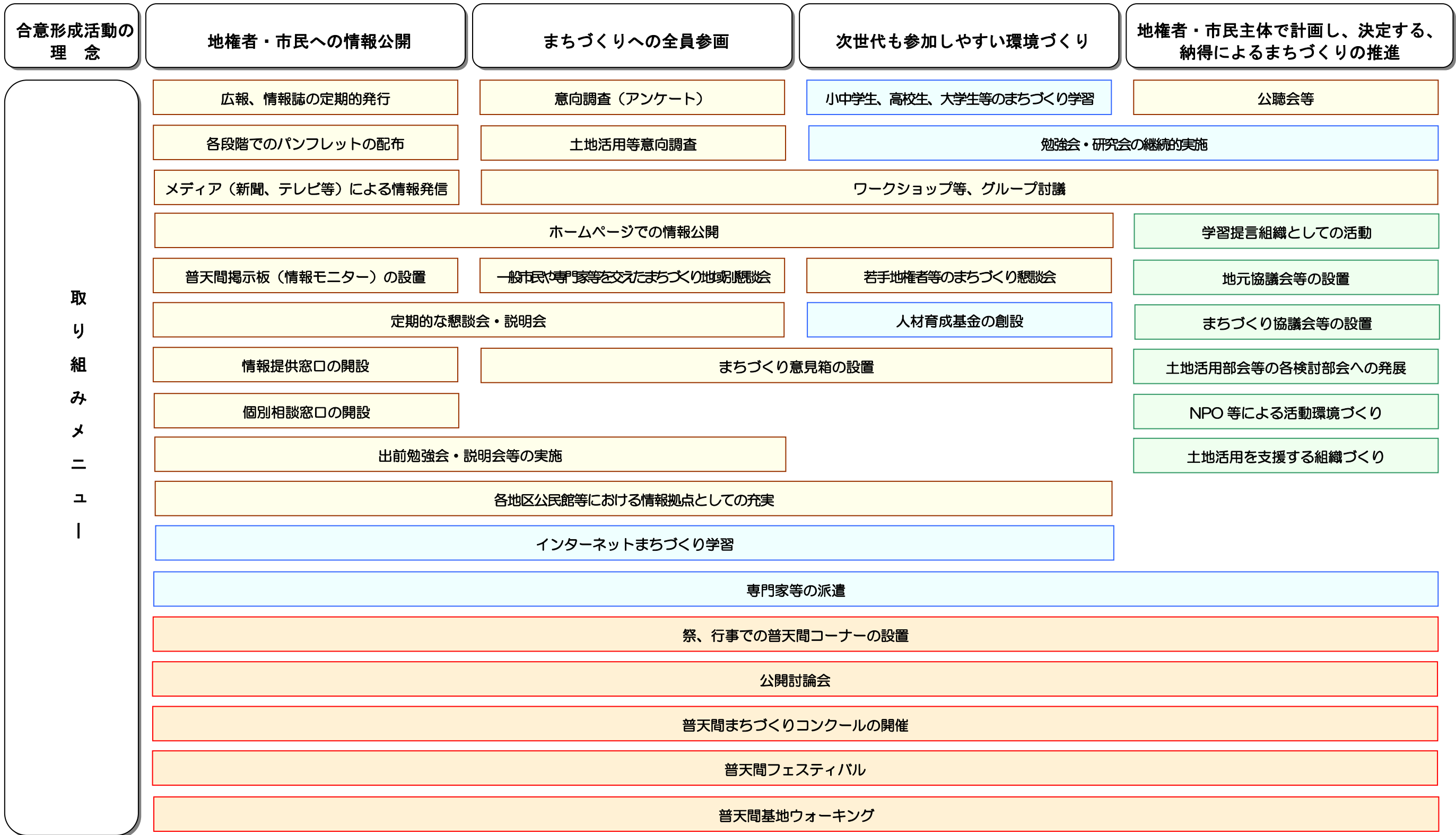
【主な実施主体】 ・市基地関連課 ・地主会 等

【留意点等】 多くの人が関心を持つようなテーマ、手法の検討

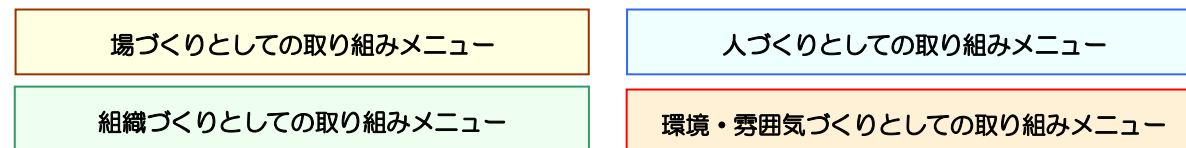


基地ウォーキングイメージ

■合意形成活動の理念と取り組みメニューの関係



取り組みメニューの色分けは、以下の内容を意味しています。



*次頁以降で、個々の取り組みメニューの概要等を紹介しています。

7.この計画を進めるにあたって

個々の取り組みの周知

今後は、全体計画に示す基本的な考え方にに基づき、各年度ごとの詳細なスケジュールを立てて、意向調査、懇談会等の各種取り組みを実施することになります。

実際にこれらの個別活動を行う上では、その事前に個々の地権者・市民等に対する実施の呼びかけ、案内等の情報提供を徹底して行い、それらが実のあるものとして実行されるよう配慮します。

評価、検証と見直し

各種の取り組みについては、その状況に対する評価・検証を各年度ごとに適性に実施した上で、次年度以降への展開を図るものとします。

また、合意形成活動の基本的な理念等は継続しつつも、社会動向等の変化や、実際の取り組みを行っていく上で不都合が生じた場合等においては、必要に応じて計画の見直しを行います。

